

三世代同居・近居しませんか

小学生以下の子どもがいる世帯が、市内に住む親の近くに住み替える(市内に限る)か同居する場合、引っ越し費用などの一部を助成します。
図コミュニティ再生課(☎504-2125、☎504-2029)

三世代の支え合いと地域の活性化のために

子育てや介護などで支え合えるように、また、地域コミュニティの次世代の担い手を確保するために、市は同居・近居のために住み替える子育て世帯を支援しています。
親と子、孫の三世代が行き来しやすい距離に住むことで、子育て世帯

は育児の手伝いをしてもらったり、親世帯は孫の成長を見守れたり、安心して暮らすことができます。

若い世帯が引っ越してくると、地域の活性化にもつながります。三世代で支え合いながら、祭りや防災訓練などの地域活動にも参加してみませんか。



☎小学生以下の子ども(出産予定を含む)と住んでおり、次の条件を全て満たす子世帯

●新たに親世帯と同居か近居(同一小学校区内か直線距離で1.2km以内)する

※すでに同居や近居している場合や親世帯が住み替える場合は対象外

●申請した年度内(令和5年3月31日まで)に住み替える

●住み替え先で、町内会(自治会)に加入し、活動や運営に参加する

※住み替え後、参加してみたい活動などについて、町内会長と話し合ってください

●他の公的制度による助成を受け

ていない

●住民登録している市区町村の税を滞納していない など

☒子育て世帯が負担する引っ越し費用・不動産登記費用・仲介手数料・礼金の2分の1。上限10万円

☒転居前(住民票異動前)に、持参か郵送で、申請書と必要書類を同課(〒730-8586 住所不要)へ。転居後(住民票異動後)は申請できません。申請書、パンフレットは同課、区地域起こし推進課、市ホームページで。先着120件

※申請状況は市ホームページに掲載。申請前にご確認を

市HP ページ番号 7213



新型コロナワクチン

新たに12～17歳の人々が3回目接種を受けられるようになりました

12～17歳の人のうち、基礎疾患があるなど「重症化リスクが高い人」に特に接種をお勧めしています。

■使用するワクチン

12～17歳の人への3回目接種では、1・2回目接種に使用したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製のワクチンを使用します。

■ワクチンの安全性

米国では、12～17歳の人に対する3回目接種後7日以内の副反応は、2回目接種後と同様の症状が、同じ程度かやや高い頻度で現れると報告されています。

■接種を受ける場所

市内の医療機関と以下の集団接種会場で受けることができます。接種を行っている医療機関は接種券に同封のお知らせで確認してください。

※市では、12～15歳の方は、接種前・中・後できめ細かな対応ができるかかりつけの医療機関での接種をお勧めしています

	会場名	所在地
①	紙屋町シャレオ	中区大手町一丁目地下街307号
②	NTTクレドホール	中区基町6-78 パセーラ11階
③	広島コンベンションホール	東区二葉の里三丁目5-4 広テレビビル2階か3階
④	広島市総合福祉センター	南区松原町5-1 ビッグフロントひろしま5階
⑤	イオンモール広島祇園	安佐南区祇園三丁目2-1 3階
⑥	広島市石内福祉センター	佐伯区石内南一丁目5-1

※上記会場のうち②～④は12～17歳専用の予約枠を設けています

詳しくは、市ホームページで

市HP ページ番号 217375



図広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎513-2847)

子どもの定期予防接種を忘れずに

子どもの健康のため、接種期間などを確認して忘れずに予防接種を受けましょう。
図健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)



子どもの定期接種は無料です

子どもの定期接種は、法律などで対象となる年齢や接種回数、接種間隔などが定められ、無料で受けることができます。

生後2カ月から接種の対象となりますので、母子健康手帳の接種歴を確認し、まだ受けていない予

防接種がある場合は、かかりつけの医療機関(小児科など)と相談しながら、計画的に接種してください。

なお、予防接種のための受診は、不要不急の外出には当たりません。

予防接種の種類や接種期間など、詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 2952



図各保健センター地域支えあい課

区	電話	ファクス	区	電話	ファクス
中	504-2528	504-2175	安佐南	831-4942	870-2255
東	568-7729	568-7790	安佐北	819-0586	819-0602
南	250-4108	254-4030	安芸	821-2809	821-2832
西	294-6235	294-6113	佐伯	943-9731	923-1611



アプリで管理！ 予防接種スケジュール

ひろしま子育て応援アプリ「母子モ」。生年月日と接種履歴を登録すると、適切な予防接種の時期を自動的に算出し、接種予定日が近づくと事前にプッシュ通知でお知らせします。

図こども・家庭支援課(☎504-2623、☎504-2727)

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金

家計急変世帯への給付金申請を受け付けています

申請時点で市の住民基本台帳に記載されている人で、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの年間収入(所得)見込額が住民税均等割非課税相当水準以下と認められる世帯に10万円を支給します。

●申請が必要です 申請締め切り日は、令和4年9月30日(当日消印有効)

●対象にならない世帯

- ・すでに住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金を受けた世帯(他都市での受給を含む)
- ・世帯員の全員が、課税されている人から扶養などを受けている

●収入の要件

世帯員それぞれの年間収入(所得)見込額が、下記の早見表の非課税相当収入(所得)限度額以下(≦)であること

■給付金の収入(所得)要件の早見表(住民税均等割非課税相当水準以下の判定用)

年間収入(所得)見込額	家族構成例	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
令和3年1月以降の任意の1カ月の収入×12カ月(年間所得見込は令和3年分の源泉徴収票か年収換算から給与所得控除額、経費などを減額して算出)	表1 単身か扶養親族がいない	100万円	45万円
	1人(配偶者か扶養親族)を扶養している	156万円	101万円
	計2人(配偶者か扶養親族)を扶養している	205万7000円	136万円
	計3人(配偶者か扶養親族)を扶養している	255万7000円	171万円
	計4人(配偶者か扶養親族)を扶養している	305万7000円	206万円
≦	表2 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親※2人以上扶養している場合は、表1の限度額を適用	204万3999円※	135万円※

■申請について相談や問い合わせをしたい人は

電話かファクスで下記事務センターか下記予約サイトで予約後、広島市家計急変世帯向け臨時特別給付金申請受付センターで。

所在地: 中区紙屋町二丁目1-22 広島興銀ビル10階

受付時間: 9:00～16:00(土・日曜日、祝・休日を除く)

開設期間: 令和4年5月31日まで

予約サイト 広島市家計急変世帯向け臨時特別給付金申請受付センター



図広島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務センター(☎236-7229、☎236-7239) 受付時間: 9:00～17:15(土・日曜日、祝・休日を除く)

市HP ページ番号 25617

